

## 向原土地区画整理組合の清算終了について

平成 4 年 11 月に設立された「向原土地区画整理組合」については、令和 4 年 6 月の水戸地方裁判所からの和解案を基に事業が進められました。その後、令和 7 年 3 月に茨城県知事から解散許可を得て、残余財産の処分、債権請求の告示及び和解案に示された残余金の入金を市に行い、組合の会計事務をすべて終えたことから土地区画整理法第 49 条に規定する清算終了となりました。

これにより、30 年以上にわたる向原土地区画整理事業は正式に終結しました。

### ●近年における主な経過

日付	内容
令和 4 年 6 月 27 日	和解成立
令和 5 年 8 月 18 日	換地処分
令和 5～6 年度	不動産登記、清算事務等
令和 7 年 3 月 2 日	組合解散総会
令和 7 年 4 月 16～6 月 15 日	債権請求申出催告の告示
令和 7 年 11 月 10 日	残余金確定 (4,096,852 円を市へ入金)
令和 7 年 11 月 25 日	清算総会にて終了
令和 7 年 12 月 5 日	決算報告の承認 (県知事承認)

### ●今後の事務の取り扱いについて

事業区域内の不動産はすべて登記済みであるため、公簿等は法務局で閲覧取得することができることから、市で取り扱う事務は一切なくなります。

### ●事業により発生した公共物について

事業区域内の道路・公園・調整池については、市へ帰属されており、引き続き各所管課にて維持管理していきます。